

高山市空家等対策計画の策定について

空家等対策の推進に関する特別措置法第6条に基づき、総合的な空家等対策の方向性を示すため「高山市空家等対策計画」を策定する。

1. 空家等の調査結果

別紙1のとおり

2. 計画内容

(1) 目的

空家等に起因する安全や防災、衛生、景観など生活環境上の問題を改善、あるいはそのような状態となることの予防を図るとともに、国や県、関係団体等との緊密な連携のもと、重要な地域資源として空家等の積極的な活用を促進することにより、地域活性化を図り、魅力あるまちづくりの推進に資することを目的とするもの

(2) 計画期間

平成29年度から平成36年度（8年間）

(3) 対象区域

市内全域

(4) 基本方針

①安全で快適な住環境の整備

②魅力あるまちづくりの推進

③多様な主体の連携

(5) 取組内容（別紙2参照）

①予防対策 ②実態把握・意向調査 ③適正管理の促進

④管理不全の是正 ⑤跡地の活用 ⑥相談・実施体制の整備

※高山市空家等対策計画の体系（別紙3のとおり）